14．加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産移換の移換を行っていない者に対しての説明について

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して、退職後に実施しているもののうち、当てはまるものに「○」印を記載すること。（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

15．規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

（備考）当てはまるものに「○」印を記載すること。（複数記載可）